

大分大学医学部附属病院心臓移植適応検討委員会内規

平成25年3月27日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院臓器移植委員会内規（平成24年医学部附属病院内規第1－2号）第9条第2項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院で実施される心臓移植について、当該心臓移植に係る適応基準及び症例を検討するために設置する大分大学医学部附属病院心臓移植適応検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 心臓移植の適応基準に関すること。
- (2) 主治医から審査依頼のあった患者の心臓移植の適応審査に関すること。
- (3) その他心臓移植適応に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 循環器内科の長
- (2) 呼吸器・感染症内科，循環器内科，心臓血管外科，脳神経外科及び麻酔科の医師 若干人
- (3) 看護部長
- (4) 臓器移植に関する学外の有識者 若干人
- (5) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第2号，第4号及び第5号の委員は，病院長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2号，第4号及び第5号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，循環器内科の長をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は，委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は，出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(代理出席)

第7条 委員が，事故等やむを得ない事由により委員会に出席できないときは，あらかじめ委員長の承認を得て，当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は，医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定め

る。

附 則（平成 25 年医学部附属病院内規第 1－6 号）
この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年医学部附属病院内規第 1－1 号）
この内規は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年医学部附属病院内規第 1－7 号）
この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。